

産業創造資金 海外投資貸付

この資金の特徴

- ☑ 海外直接投資に積極的に取り組む方向けの資金です。
- ☑ 設備資金で1億円までご利用いただけます。

次のような方におすすめです

- 外国に工場や支店、営業所等を設置又は拡張したい。
- 外国法人の発行する株式の取得又は出資の引受けをしたい。
- 外国法人に係る社債等の引受け又は外国法人に対する金銭の貸付をしたい。

融資条件

		設備資金	
限度額		1億円 (中小企業組合4億円) (海外直接投資額は、国内有形固定資産の2分の1以下) (ただし、年間売上高2億円以下の事業者にとっては、売上高の2分の1又は事業用有形固定資産の2分の1のいずれか少ない額)	
利率	5年超 10年以内	年1. 7%以内	令和6年10月1日現在の利率です。 (固定金利)
	3年超 5年以内	年1. 6%以内	
	1年超 3年以内	年1. 5%以内	
期間・償還方法		1年超 10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		付する(保証料 年0. 45%~1. 64%以内) (海外投資関係保証利用の場合 年0. 97%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0. 25%又は0. 45%が上乘せとなる	

資金使途

設備資金のみ

海外投資の内容が県内で営む事業と密接な関連があるもので、ア～エのいずれかに該当する資金

ア 外国における支店、工場その他の事業所の設置又は拡張に要する資金

イ 出資割合が10%以上となる外国法人の発行する株式の取得又は出資の引受けに要する資金

ウ 出資割合が10%以上である外国法人の社債等の引受け、又は当該外国法人に対する金銭の貸付^(※1)に要する資金

エ 役員派遣などの永続的な関係がある外国法人の発行する株式の取得、出資・社債等の引受け、又は当該外国法人に対する金銭の貸付^(※1)に要する資金

※1 金銭の貸付にあたっては、融資額の全額を転貸し、利率は本資金の利率を超えず、貸付期間は本資金の融資期間より短期間にならないよう定めてください。

ただし、単なるキャピタルゲインを目的とした投資のための資金等は融資対象になりません。

融資対象者

産業創造資金・海外投資貸付は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

- 1 県内に登記簿上及び実質上の本社(個人の場合は主たる事務所)がある。
- 2 海外投資により、埼玉県内の事業が実質的に消滅するもの(登記簿上のみの本社所在になる等)でない。
- 3 信用保証対象業種^(※2)を営んでいる。

※2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

- 4 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)
- 5 事業税等を滞納していない。
- 6 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書 (申込要件に応じ添付)	・海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(県所定様式16-1) ・海外直接投資に係る金銭の貸付に関する計画書 (県所定様式16-2) ・外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書 (県所定様式16-3)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、希望する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県金融課ホームページ
をご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](#)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。